

○一部事務組合下田メディカルセンター運営会議規則

平成9年4月25日
共立湊病院組合規則第6号

改正 平成24年4月23日共立湊病院組合規則第2号

改正 平成25年4月22日一部事務組合下田メディカルセンター規則第2号

(目的)

第1条 この運営会議は、一部事務組合下田メディカルセンター運営の円滑化を図るため次の事項を協議する。

- (1) 組合の運営について
- (2) 組合議会に提出する議案について
- (3) その他組合運営に関する重要な事項について

(組織)

第2条 この運営会議は、関係市町の長（以下「委員」という。）をもって組織する。

(会議)

第3条 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 委員に事故があるときは、その代理者を出席させることができる。

(経費の負担)

第4条 運営会議に必要な経費は、関係市町の負担としてその都度会議に諮って決定する。

(費用弁償)

第5条 委員が会議に出席するための費用弁償は、関係市町の負担とする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、運営会議で必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則（平成24年4月23日共立湊病院組合規則第2号）

この規則は、平成24年5月1日から施行する。

附 則（平成25年4月22日一部事務組合下田メディカルセンター規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。